

ラホール市での「領事出張サービス」開催のお知らせ

在パキスタン日本大使館では、以下の日程にてパンジャブ州ラホール市において「領事出張サービス」を実施予定です。

【パンジャブ州ラホール市】

日時：3月9日（日） 午前9時00分 ～ 午後13時00分

場所：Honda Atlas Cars(Pakistan) Ltd.
43-KM, Multan Road, Manga Mandi, Lahore, Pakistan.

当日の連絡先：0301-856-4951（3月9日（日）のみ）

※ [開催場所の地図はこちらです。](#)

注：上記の日程は、諸事情により変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

☆ 「領事出張サービス」でのサービス内容について

当館では、在留邦人の皆様への領事サービス向上の一環として、「領事出張サービス」を実施いたします。具体的には、通常は大使館事務所の窓口でしか手続きができない「日本国旅券の申請・受領」、「各種証明書の申請・受領」、「在外選挙人名簿登録申請」等の各種領事サービスについて、当館職員が現地へ出張して申請受付や交付を行います。

《ご利用上のご注意》

1. 領事出張サービスの業務は、日系企業（Honda Atlas Cars 社様）の会社スペースの一部を借用して行われます。ご来場の際には、ご配慮の上、ご理解とご協力をお願いします。
2. 会場使用の関係から、開催時間の延長はできませんので、ご来場の際には時間に余裕をもってお越しください。

☆ お申し込み方法

○ 日本国旅券の申請

今回の領事出張サービスにおいて、日本国旅券の申請をご希望される方は、事前に「一般旅券発給申請書」用紙を当館ホームページからダウンロードの上、印字するか、当館よりお取り寄せ下さい。申請用紙を入手した後、**3月5日（水）まで**に大使館に到着するように以下の必要書類を郵送して下さい。新しい旅券は、開催日当日に交付します。なお、**旅券の交付時には必ずご本人（乳幼児を含む）にお越しいただく必要がありますので、ご注意ください。**

なお、本年3月24日から「2025年旅券」が発行されることに伴い、領事出張サービスでの旅券申請はできなくなりますので、ご注意ください。

詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

1. 郵送申請に関する注意点

(1) 郵送による旅券申請では、関係書類が大使館に届いた段階で、仮の申請をお受けした状態となりますが、正式な申請の受理は「領事出張サービス」で実際に新旅券の交付を受ける日となります。

(2) 交付希望日（「領事出張サービス」開催日）までに、現在お持ちの旅券の有効期限が切れてしまう、又は前回申請時と本籍が異なる場合には、戸籍謄本（又は抄本）の提出が必要となりますのでご注意ください。

(3) 郵送申請の場合、同意書の交付希望日等に所要事項をご記入の上、事前にご提出していただく必要があります。同意書はその他の関係書類と共に郵送願います。

(4) 同意書にご記入いただく交付希望日は、「領事出張サービス」開催日をご記入下さい。

(5) 交付希望日に旅券の受取が出来なかった場合、正式な旅券申請の受理がされなかったこととなりますので、仮に受理した旅券申請は自動的に取り下げとなり、改めて申請を行っていただく必要があります。

2. 事前に郵送する書類

(1) 一般旅券発給申請書 1部

(2) 写真（縦 45mm×横 35mm） 1枚

(3) 現在の日本国旅券のコピー（顔写真と個人情報が記載されている頁）1部

(4) 有効なパキスタンビザ又はパキスタンオリジンカードのコピー 1部

(5) 戸籍謄本又は抄本（発行後6ヶ月以内のもの） 1部

※ 本籍地等の必要事項を記載した在留届を当館へ提出されている方は、戸籍謄本（又は抄本）の提出を免除されます。ただし、「現在お持ちの旅券が失効している方」、「はじめて旅券を申請される方（新生児など）」、「婚姻等により本籍や氏名を変更している方」、「前回の旅券申請時と本籍地の記載が変更となっている方」は、在留届を提出されていても、必ず戸籍謄本（又は抄本）を日本からお取り寄せのうえご提出下さい。

(6) 二重国籍や国際結婚等の理由により、旅券上に外国名の併記を希望される方は、別途、裏面の「旅券面の氏名表記」の記載が必要となりますので、原本をご持参下さい。

(7) 同意書

3. 当日ご持参頂くもの

(1) 現在の日本国旅券の原本

(2) 手数料

10年有効の旅券 30,770ルピー

5年有効の旅券（12歳以上） 21,150ルピー

5年有効の旅券（12歳未満） 1,1540ルピー

※ 手数料は、クレジットカード、デビットカード、パーソナルチェックでのお支払いはお受けできませんので、ご注意ください。

○ 各種証明書の申請

今回の「領事出張サービス」において、各種証明書の申請をご希望される方は、大使館ウェブサイト (https://www.pk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/newConsularInformationPage.html)

又は在パキスタン日本国大使館領事警備班宛てにお問い合わせいただき、申請に必要な書類等を事前にご確認下さい。

また、上記方法により、申請に必要な情報入手後、**3月5日(水)まで**に大使館に到着するように必要書類を郵送、FAX 又は [E-mail](#) して下さい。証明書は、原則として開催日当日に交付します。ただし、証明の内容や種類によっては、当日は申請の受付のみとさせて頂く場合、又は、証明書の交付が間に合わない場合がありますので、ご了承下さい（その場合は、後日証明書が出来上がり次第郵送させて頂きます）。

1. 事前に郵送頂く書類・・・電話、FAX 又は [E-mail](#) にてお問い合わせ下さい。

2. 当日ご持参頂くもの・・・電話、FAX 又は [E-mail](#) にてお問い合わせ下さい。

3. 手数料

在留証明 2,310ルピー

身分上の証明（婚姻、出生、離婚等） 2,310ルピー

署名証明 3,270ルピー

※ 上記以外の証明書につきましては、事前に電話、FAX 又は [E-mail](#) にてお問い合わせ下さい。

※ 手数料は、クレジットカード、デビットカード、パーソナルチェックでのお支払いは受け付けできませんので、ご注意下さい。

○ 戸籍関係の届出

出生届、婚姻届など戸籍に関する届出を受け付けます。届出に必要な書類等については、あらかじめ在パキスタン日本国大使館領事警備班へ電話、FAX 又は [E-mail](#) にてお問い合わせ下さい。折り返し、届出用紙と必要書類等の案内を郵送させて頂きます。また、当日は出生や婚姻の届出以外にも、離婚や認知、国籍の選択などの各種届出手続きについてのご相談も受け付けます。

○ 在外選挙人名簿登録申請

海外にお住まいの有権者の方々が一票を投じるためには、事前に在外選挙人登録申請を行い、「在外選挙人証」を入手する必要があります。「在外選挙人証」の受け取りには約2ヶ月程度かかりますので、皆様お誘い合わせのうえ、この機会に是非在外選挙人登録をお済ませ下さい。

1. 登録の要件

(1) 満18歳以上で日本国籍を保有している方。

(2) 日本の最終住所地の市区町村役場に転出届を提出されている方（日本に住民票が残っている方は登録できません）

(3) 当大使館管轄地域（シンド州、バロチスタン州以外の地域）に居住されている方。

2. 当日必要な書類

(1) 日本国旅券

(2) 現在のお住まいのご住所を確認できるもの。

（例：有効なパキスタン国運転免許証、公共料金の領収証、自宅の賃貸契約書等で居住期間と住所が確認できるもの。ただし、大使館への在留届を3ヶ月以上前に提出済みの方は省略できます。）

3. その他

在外選挙人登録の際には、「本籍（番地まで）」、「日本の最終住所地」、「日本を出国した日」、「上記1.（3）の当大使館管轄内に住所を定めた日」を記載する必要がありますので、事前にご確認のうえお越し下さい。

○ お問い合わせ先

在パキスタン日本国大使館領事警備班

Embassy of Japan

Plot No. 53-70, Ramna 5/4, Diplomatic Enclave 1, Islamabad 44000

(P.O.Box 1119 Islamabad)

TEL: 051-907-2500

FAX: 051-907-2354

E-mail: ryoji@ib.mofa.go.jp

Web: https://www.pk.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html